

【監査資料提出にあたって注意をお願いしたいこと】

(1) 提出資料の変更箇所について

提出資料について、前年度からの変更箇所に下線を付けていますのでご確認下さい。
様式は毎年度変更箇所がありますので、必ず本年度の様式に記入の上、提出して下さい。

(2) 決算関係書類、予算書の提出について（公立は除く）

認定こども園（保育所型及び幼保連携型）についても、設置主体が学校法人か社会福祉法人かに関わらず、令和6年度決算関係書類及び令和7年度資金収支予算書の提出をお願いします。

また、当該年度の決算について、公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合には、独立監査人の監査報告書の写しも提出いただきますようお願いいたします。

私立保育所のうち、経営主体が社会福祉法人以外の法人である場合については、決算関係書類の附属明細書に示している借入金明細書、基本財産等の明細書、積立金・積立資産明細書に相当する書類の様式をホームページに掲載しておりますので、これに準じた書類の作成、提出をお願いします。なお、社会福祉法人会計基準の別紙3①、⑧、⑫の様式で提出していただいても結構です（必要事項が網羅されていれば、様式にはこだわりません）。

なお、決算関係書類について、監査資料の提出期限までに作成できない場合は、その他の監査資料のみ先にご提出下さい（決算関係書類は、後日作成次第ご提出下さい）。

(3) 提出資料 1 2 ページ、委託費の弾力運用状況について（私立保育所のみ）

弾力運用を行っていない園であっても、処遇改善等加算Ⅰの基礎分と賃金改善要件分の総額をご記入ください。

(4) 収支計算分析表の提出について（私立保育所のみ）

令和6年度決算において、次のいずれかの事由に該当する園は、収支計算分析表を提出してください。

様式をホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

- ① 保育所等の建物、設備の整備等の経費、土地建物の賃借料、これらの経費に係る借入金（利息部分を含む）の償還又は積み立てのための支出等の合計が改善基礎分を超えている場合
- ② 保育所から同一法人が経営する子育て支援事業、社会福祉施設などの整備に要する費用、これらの土地建物の賃借料、これらの経費に借入金（利息部分を含む）の償還又は積み立てのための支出等の合計が改善基礎分を超えている場合
- ③ 子育て支援事業及び保育所等の建物、設備の整備等の経費、土地建物の賃借料、これらの経費に係る借入金（利息部分を含む）の償還又は積み立てのための支出及び保育所に係る土地取得に要する経費等の合計が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合
- ④ 各種積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合